

介護職員初任者研修 受講支援のお知らせ

介護現場における職場環境の改善を図るため、事業者が雇用する従業者が介護職員初任者研修を受講した際にかかった経費のうち、事業者が負担したものについて、岡山県が補助をします。

【補助内容】

● 対象者

県内の老人福祉法に基づく老人福祉施設、有料老人ホーム及び老人居宅生活支援事業所又は介護保険法に基づく介護施設及び介護事業所を運営する者

● 対象経費

- ①事業者が直接研修機関に支払った受講料
- ②従業者が負担した受講料に対して、その従業者に支払った支給金

● 補助金額

上限10万円／1人

● 対象となる研修

岡山県が指定した介護職員初任者研修のうち、平成31年度内に修了するもの

- 詳細は、岡山県初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱をご覧ください。

【お問い合わせ先】

岡山県保健福祉部長寿社会課長寿社会企画班

TEL 086-226-7326 FAX 086-224-2215

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/554285.html>



手続きの流れ

交付申請事前登録届等の作成・提出

県ホームページにて補助金交付要綱を確認の上、交付申請事前登録届をダウンロードし、必要事項をご記入の上、提出下さい。

(FAX・メールでの提出も可とします。)

FAX086-224-2215 メール choju@pref.okayama.lg.jp)



受付確認通知の送付

届を確認し、予算の確認ができた時点で県より受付確認通知を送付します。この通知は交付申請の際必要となりますので紛失しないようにして下さい。



研修の受講

研修を従業者に受講させ、受講経費(受講料、テキスト代)を負担して下さい。

- ①従業者が研修を受講し、事業者が受講経費を負担
- ②従業者が受講料を負担し、事業者が給付金を従業者に給付



交付申請

研修受講終了後、補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて県に提出して下さい。



交付決定・額の確定

県が書類を審査の上、適正と認めた場合は交付決定を行います。



県へ請求書を提出して下さい。

